

## 基準額表

	世帯の階層区分		徴収基準 月 額	徴収基準 加算月額	
A階層	生活保護法による被保護世帯（単給世帯含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0円	0円	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯		2,600円	260円	
C階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税世帯		5,400円	540円	
			所得割の年額		
D階層	A階層、B階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	D1階層	15,000円以下の額	7,900円	790円
		D2階層	15,001円以上21,000円以下の額	10,800円	1,080円
		D3階層	21,001円以上51,000円以下の額	16,200円	1,620円
		D4階層	51,001円以上87,000円以下の額	22,400円	2,240円
		D5階層	87,001円以上171,300円以下の額	34,800円	3,480円
		D6階層	171,301円以上252,100円以下の額	49,400円	4,940円
		D7階層	252,101円以上342,100円以下の額	65,000円	6,500円
		D8階層	342,101円以上450,100円以下の額	82,400円	8,240円
		D9階層	450,101円以上579,000円以下の額	102,000円	10,200円
		D10階層	579,001円以上700,900円以下の額	123,400円	12,340円
		D11階層	700,901円以上849,000円以下の額	147,000円	14,700円
		D12階層	849,001円以上1,041,000円以下の額	172,500円	17,250円
		D13階層	1,041,001円以上1,222,500円以下の額	199,900円	19,990円
		D14階層	1,222,501円以上1,423,500円以下の額	229,400円	22,940円
		D15階層	1,423,501円以上の額	全額	左の徴収基準額の10% ただしその額が26,300円に満たない場合は 26,300円